学校法人船田教育会評議員の報酬等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、学校法人船田教育会（以下「本法人」という。）の寄附行為細則第３条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 評議員とは、学校法人船田教育会寄附行為第 28 条に定められた者をいう。

(2) 常勤の評議員とは、本法人において勤務することが常態である者でいい、次号に該当する職員評議員を除く。

(3) 職員評議員とは、本法人の職員（学長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。

(4) 非常勤の評議員とは、前 2 号以外の評議員をいう。

(5) 評議員の報酬等とは、次条に掲げるものをいい、職員の給与規程に基づくものを含まない。

（報酬等の支給）

第３条　評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(2) 職員評議員に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。

(3) 非常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。

(4) 本法人の理事を兼ねる者には、報酬等は支給しない。

（報酬等の算定方法）

第４条　評議員に対する報酬等の額は、別表第１のとおりとする。

（報酬等の支給方法）

第５条　非常勤の評議員に対する報酬等の支給の時期は、年額を 2 回に分けて、6 月及び 12 月の 21 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払う。）とする。

（補則）

第６条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第７条　この規則の改廃は、理事会の議決により行う。

附　則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

２　学校法人船田教育会役員等報酬・退職金規則は、令和 2 年 3 月 31 日をもってこれを廃止する。

別表第１（第４条第１項関係）

評議員報酬額

常勤評議員	無報酬
職員評議員	無報酬（給与規程に則り教員、職員としての給与のみ支給）
非常勤評議員	年額　100,000 円
理事兼務者	無報酬